

わたしたちと森林をつなぎます。

# 緑と水の 森林ファンド

公益社団法人 国土緑化推進機構



# より豊かな森林づくりのために

森林は、国土の保全・水源のかん養・地球温暖化防止などさまざまな働きをもっています。

そして、古くから私たちの暮らしを支え、豊かな文化を育んできました。

しかし、近年、手入れ不足の森林が増え、また海外では熱帯林を中心に森林が減少するなど、地球規模で森林の劣化が危惧されています。

いま、私たち一人ひとりが森林を守り、育てていく必要があります。

「緑と水の森林ファンド」は、より豊かな森林づくりを推進するために、昭和63(1988)年に国土緑化推進機構内に設立された「森林基金」が平成23(2011)年に移行したものです。

一般市民・企業・団体などからの自発的な寄付により「緑と水の森林ファンド」を造成し、その運用益により「国民参加の森林づくり」運動推進のための事業を実施しています。

桂沢湖(北海道)

## 事業実施のしくみ

「緑と水の森林ファンド」は、国債、地方債などで運用し、その利子収入によって「国民参加の森林づくり」ための各種事業を実施しています。

事業の助成対象は、地方公共団体(都道府県を除く)、法人、任意団体、個人となっています。助成金の交付を希望する団体等は、事業の目的および内容、事業計画、資金計画などを記載した助成申請書を提出することができます。



## 緑と水の森林ファンドによる事業

### 事業対象

「緑と水の森林ファンド」で実施する事業は、その目的により、次の4分野に区分しています。

- 1 普及啓発事業 → P3  
森林づくり運動への積極的な参加を促進するPR活動
- 2 調査研究事業 → P4  
森林づくりに必要な調査や研究
- 3 活動基盤整備事業 → P5  
農山村と都市住民の交流促進、森林づくりの担い手の育成など活動基盤の整備
- 4 國際交流事業 → P6  
青少年国際交流などの支援、海外向けPR出版物の作成

### 事業実施のタイプ

また、実施主体により、次の3つのタイプに分かれています。

#### ① 中央事業

国土緑化推進機構が直接実施する事業で、普及啓発・調査研究・活動基盤整備・国際交流について、年間約80件の事業を実施しています。

##### 主な事業内容

1. 広報誌「ぐりーん・もあ」の発行、みどりの感謝祭等の緑化普及啓発イベント開催等
2. 水土保全など森林の多面的機能、森林の教育・文化的・医学的利用などに関する調査や研究
3. 森林ボランティア団体への情報提供とネットワーク化、次世代を担う緑の少年団運動の推進等
4. 林業専攻高校生海外派遣研修、緑の少年団国際交流等

#### ② 都道府県事業

各都道府県緑化推進委員会からの事業計画を審議・採択し、年間約200件の事業を実施しています。近年、重点的に取り組んでいる事業に以下のものがあります。

##### 主な事業内容

1. 行政・林業団体等との各種イベント、普及・啓発活動
2. 地域材の利用促進、山村の活性化
3. 森林ボランティア活動の支援、リーダーの育成
4. 森林環境教育、次世代の育成、緑の少年団活動

#### ③ 公募事業

国土緑化推進機構では、幅広い民間の非営利団体等の主体的・多様な参加による「国民参加の森林づくり」運動の推進を図るため、「緑と水の森林ファンド」事業の公募を行い、毎年100件程度の事業を実施しています。

助成対象者は、民間の非営利団体、法人、個人(調査研究に限る)で、対象活動は、普及啓発、調査研究、活動基盤整備、国際交流の4分野、助成金の限度額は、団体100万円、個人70万円です。

毎年2月15日～3月31日の間に全国の民間団体から申請を受け付け、学識経験者で構成される「緑と水の森林ファンド運営審議会」で審議のうえ、(公社)国土緑化推進機構理事会を経て、その実施を決定しています。事業実施期間は、7月1日から翌年6月30日までです。

# 「緑と水の森林ファンド」は、さまざま まな分野で役立てられています。

「緑と水の森林ファンド」は、4つの事業に大きく分けられます。それぞれの事業の内容を紹介しましょう。



## 森林を知る

### 1 普及啓発事業

1人でも多くの方に森林に関心を持っていただき、森林づくり運動に参加していただくためには、森林や緑化について理解を深め、親しんでいただくことが大切です。

緑と水の森林ファンドでは、森林や緑化、水などに関するさまざまな情報を提供したり、実際に森林を体験していただける場を提供するなど、森林づくり運動への積極的な参加を促進するPR活動を展開しています。

#### 主な事業の内容

- ①森林資源の整備・利用や森林と水との関わりなどについてのキャンペーンやシンポジウム等、各種イベントの企画・実施
- ②木材利用の促進による森林循環の実現

#### チャンネル国土緑化

「チャンネル国土緑化」では国土緑化推進機構の活動を動画でお伝えしています。

<http://www.green.or.jp/channel/>



チャンネル国土緑化のWebページ

#### 顕彰および各種緑化コンクール表彰

豊かな国土と新しい森林文化の創造に役立てるため、「みどりの文化賞」において緑や森林に関し顕著な功績のあった方(個人または団体)を顕彰しています。表彰は毎年「みどりの感謝祭」の式典で行われています。また、学校における緑化活動を表彰するなど各種緑化コンクールを実施しているほか、緑化に関するポスターの原画、標語などの募集を行っています。



「みどりの文化賞」表彰式

#### 普及啓発資料の作成

森林・緑・水に関するパンフレット・広報誌・教材用ビデオ・パネルやポスターなどを制作し、関係団体や機関などに配布しています。



広報誌「ぐりーん・もあ」の発行

普及啓発ビデオの作成



#### 緑化関連行事の開催

「みどりの感謝祭」、「森林体験教室」、「森林浴の集い」など、森林のすばらしさや大切さを体験できるイベントを開催しています。



みどりの感謝祭



森林作業体験



## 役に立つ森林の働きを研究 森林を学ぶ

### 2 調査研究事業

国土や生活環境の保全、保健休養など、森林は私たちの暮らしに欠かせない大切な働きを持っています。これから暮らしをより豊かにしていくためにも、森林の持つ働きをより一層高めていくことが求められます。

緑と水の森林ファンドでは、森林の機能を高め、さらに有効に森林を活用していくための方法など、森林づくりに必要な調査や研究を行っています。

#### 主な事業の内容

- ①水土保全など森林の多面的機能
- ②水資源の効率的利用及び森林資源の整備・利用
- ③学校林に関する調査研究
- ④森林の教育・文化的・医学的利用
- ⑤水力発電施設周辺の環境保全

#### 森林の保全・公益的機能の増進などに関する調査研究

森林の利活用、木材の利用、山村の活性化などの調査研究。



間伐材と水生植物による湖水環境保全事業など



河川生態系を支える森林の物質供給機能に関する調査研究報告書

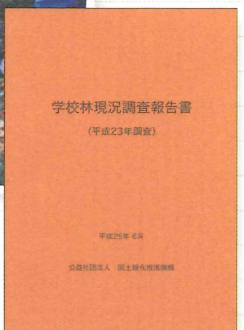
森林整備に関わる環境調査基準に関する調査研究報告書

#### 「学校林」に関する調査研究

学校林活動を通じ、森林・林業に関する理解を深め、健全な人格形成に寄与するための調査研究。



さまざまな活動に活用されている学校林



学校林現況調査報告書

令 和 2 年 度

「 緑と水の森林ファンド 」

公 募 事 業 募 集 要 領

公益社団法人 国土緑化推進機構

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館（B棟5F）

TEL 03-3262-8457 FAX 03-3264-3974

# 令和2年度「緑と水の森林ファンド」公募事業募集要領

## はじめに

社会環境の変化に伴い、国民の森林・みどりに対する関心はますます高まっており、具体的な「国民参加の森林づくり運動」を一層推進することが課題となっています。

平成24年12月「国際森林デー」の制定、平成25年11月「国連持続可能な開発のための教育10年(ESD)」世界会議等の意義、**平成27年9月の国連サミットで採択された17の国際目標(SDGs:持続可能な開発目標)**、**人生100年時代におけるライフステージに応じた健康・教育・観光等への森林利用の促進**を念頭に、森林の重要性に対する理解の推進を図るとともに、森のようちえんなど新たな森林の利用や森林環境教育の推進を具体的に図っていくことが重要となっています。さらに、東日本大震災では海岸林が多大な被害を受け森林復興への支援が引き続き求められています。

このような中、公益社団法人国土緑化推進機構では、「緑と水の森林ファンド」の基本課題である森林資源の整備及びこれらを通じた水資源のかん養や森林の利用等に関する総合的な調査研究、普及啓発、基盤整備等の推進を図るため、幅広い民間団体の参加による国民運動として展開することを目的に、「緑と水の森林ファンド」公募事業を実施します。

以下に定める事項に基づき申請して下さい。

## [ 重点項目の設定 ]

「緑と水の森林ファンド」公募事業による助成は、以下の重点項目に沿った4分野（普及啓発、調査研究、活動基盤の整備、国際交流）の事業に対し、重点的に助成を行うこととします。

### 《重点項目》

- 1 「森林環境教育（森のようちえんを含む）」、「震災復興支援」、「地域材の利用」、「地球温暖化防止と森林」、「森林と水」、「森林の利用」等の課題にポイントを置いた総合的・効率的な普及啓発
- 2 地域材の利用促進等山村資源の有効活用等による山村地域の活性化
- 3 リーダーの養成等の森林ボランティア活動支援
- 4 学校林活動の推進など森林環境教育（森のようちえんを含む）等による次世代の育成
- 5 森林の公益的機能、木質バイオマス、森林環境教育等に関する調査研究

## [ 1 ] 助成対象者

- (1)民間の非営利団体（次の①又は②のいずれかに該当する団体や地域の自主的な活動組織）
  - ①「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
  - ②以下の要件を満たす団体等
    - ア 規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められること。規約等には、名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定されていること。
    - イ 営利を目的としないこと。
- (2)非営利の法人
- (3)個人（調査研究に限る。）

## [ 2 ] 助成対象事業

- 1 普及啓発
  - (1) 森林・緑・水に対する国民の認識を深めるための普及啓発
  - (2) 青少年を対象とする森林 ESD の推進（森のようちえんを含む）など森林環境教育の促進

- (3) 森林づくり活動や森林の総合的利用を通じた山村地域の活性化・地域づくり運動の推進
- (4) 地域材の利用・木材需要の拡大、古紙利用推進に関する普及啓発

## 2 調査研究

- (1) 森林の保全・公益的機能の増進等に関する調査研究
- (2) 青少年を対象とする森林ESDの推進（森のようちえんを含む）など森林環境教育に関する調査研究
- (3) 学校林や学校周辺林の教育的活用のための調査研究
- (4) 地域材・山村資源の有効活用等山村地域活性化に関する調査研究

## 3 活動基盤の整備

- (1) 森林ESD（森のようちえんを含む）など森林を活用した環境教育等の青少年の育成に関するもの
- (2) 森林ボランティアリーダーの養成・ネットワーク構築等
- (3) 森林づくり活動を通した農山村と都市住民等との交流促進

## 4 国際交流

- (1) 国内で開催される森林に関する国際会議への支援
- (2) 森林・林業に関する海外との情報交換

ただし、上記〔1〕、〔2〕に該当するものであっても次の各号に該当する場合は、助成の対象となりません。

- ① 専ら特定の事業者の利益のために行われるもの
- ② 他の団体等への資金の助成等を内容とするもの
- ③ 事業が申請者の負担において行うべきものと認められるもの
- ④ 事業内容が一般に広く波及効果があると認められないもの
- ⑤ 事業が自主的・組織的な活動と認められず、適切に完遂できると認められないもの

### [3] 事業期間

令和2年7月1日から令和3年6月30日まで

### [4] 助成対象経費

(1) 助成の対象となる経費は、次のとおりです。

項目	区分	摘要
講師・指導者・学識経験者への謝金等	謝金等	外部からの招請者に限る。 (旅費：実費、宿泊費：ビジネスホテル程度。)
調査研究費	労賃等	外部の技術者等(旅費実費・宿泊費ビジネス)
会場費	借上料	設営費を含む。
事務費	用品費	
	印刷費	報告書・パンフ・チラシの作成
	通信費	
	その他	
資材費	器具・用具代	購入(事業実施に必要な簡易なもの)、借上げ
森林づくり活動等のボランティア活動	受入れ施設費	公共施設等を宿舎として一括借上げる場合の宿泊費
	交通費	事業場所最寄り(公共交通の最終地点)の集合・解散場所から事業場所までの交通実費(チャーター料等)
	保険料	ボランティア等傷害保険料

(2) 助成の対象とならないもの

- ①食糧等飲食費。
- ②汎用性があり資産の形成につながる資材の購入。
- ③森林ボランティア活動の
  - ア 労賃
  - イ ホテル、旅館、厚生施設等の宿泊費
  - ウ 居住地から事業場所最寄り（公共交通の最終地点）の集合・解散場所までの交通費

[5] 助成金の限度

団体 100万円、個人 70万円

[6] 応募方法（助成申請書の提出）

申請者は、[様式1]「緑と水の森林ファンド」公募事業助成申請書を（公社）国土緑化推進機構へ郵送して下さい。

〔送付先〕 公益社団法人 国土緑化推進機構 基金業務部あて  
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館（B棟5F）  
TEL 03-3262-8457 FAX 03-3264-3974

[7] 募集期間

令和2年2月1日から令和2年3月15日まで（消印有効）とします。

[8] 助成申請書に対する採択・不採択の決定及び通知

助成申請書に対する採択・不採択については、森林ファンド業務検討会及び森林ファンド運営審議会の審議並びに当機構の理事会を経て決定します。

また、助成金額は、その適正な交付を行うため、当機構理事長が当該助成申請書を審査して決定し、7月上旬申請者に[様式2]により通知します。

[9] 実績報告書等の提出

事業採択を受けた申請者は、事業の開始前に「別紙1」のスケジュール表を提出して下さい。

また、事業完了後2ヶ月以内に[様式3]の「緑と水の森林ファンド」公募事業実績報告書と「別紙2：報告要旨」を当機構に提出して下さい。なお、[別紙2：報告要旨]は、報告集として取りまとめ公表致しますので、電子データでの提出もお願いする予定です。

[10] 領収書の添付

実績報告書の提出に当たっては、同報告書の2決算報告(2)の支出欄の森林ファンド助成金支出内訳の決算額に対する領収書（明細書を含む。）を添付して下さい。

[11] 助成金の交付

- (1) 助成金の交付は、事業実績報告書を助成申請書の事業計画等に即して審査を行い、適當と認めた経費を確定し、その旨を通知した後、指定の口座に送金します。
- (2) 事業着手後に助成金の一部が必要な場合は、助成交付決定額の1／2以内の額を[様式4]により、概算請求することができます。